



今月のお題

シャドーITって知っていますか？（ワイド編）

先月号ではシャドーIT とは何かについて紹介しました。

それでは、先月のケースがワイドの情報セキュリティ管理規定ではどうなのかを紹介していききたいと思います。

ケース1：Dropbox、Google ドライブなどのファイル共有ツールの利用

情報セキュリティ管理規定 3.9 (7)により以下のように規定されています。

汎用クラウドサービス(Google Drive、Dropbox 等)への接続、利用は、会社指定のアカウントで運用するものとし、個人のアカウントによる業務利用は禁止とする。

なんとなく「使ってはいけない」という認識を持たれている方もおられるかもしれませんが、あくまでプライベートのアカウントの利用を禁止しているのみですので必要であれば会社で用意しているアカウントを使って利用することができます。

ですので、クラウドサービスが使えた方が仕事の効率上がるという事であればどんどん活用していきましょう。
※ただし機密資料などはUPしないように、事前に上長にUPして良いものダメなものを確認しましょう。



ケース2：LINE、メッセージなどのコミュニケーションツールの利用

基本的には業務利用申請した個人端末(スマホ、タブレット)での利用を前提として、情報セキュリティ管理規定 4.11 (6)により以下のように規定されています。

業務利用端末においてコミュニケーションアプリは会社指定のアプリのみ利用可能とする。業務上指定外のアプリの利用が不可欠な場合は、情報システム部門責任者の許可を得て、以下のルールに従い利用すること。

- ① 機密情報および個人情報の送信はコミュニケーションアプリでは行わないこと。送信はメールで行い、コミュニケーションアプリでは確認に留めること
- ② アカウント は個人用アカウントと分けたアカウントを利用し、パスワードの管理は個人で厳重に行うものとする

会社指定アプリとは Aipo チャットになります。ただし、これも取引先より「LINE で連絡を取りたい」等の要請があり、利用が必要な場合には許可を得て利用することができます。
もしも、必要になった場合には上長に相談してください。

ケース3：個人所有の端末を会社 PC に接続する

情報セキュリティ管理規定 7.7 (1)により以下のように規定されています。

USB メモリ・メモ리카ード・ポータブル HDD は会社支給のものしか利用することはできず、私物の USB メモリ・メモ리카ード・ポータブル HDD は業務で利用してはならない。
(会社の機器に私用の USB メモリ・メモ리카ード・ポータブル HDD を接続してデータのアクセスをしてはならない。)

これは個人所有の PC やスマートフォン、タブレット端末も同様です。

例えば、スマートフォンの充電をしたいという理由であっても会社 PC に繋いで充電してはいけません。そのような場合には必ずコンセントから充電器を使って充電しましょう。データの送受信をしたい場合にも直接接続するのでなく会社のアカウントを使ってファイル共有サービスを用いるなどで対応しましょう。